

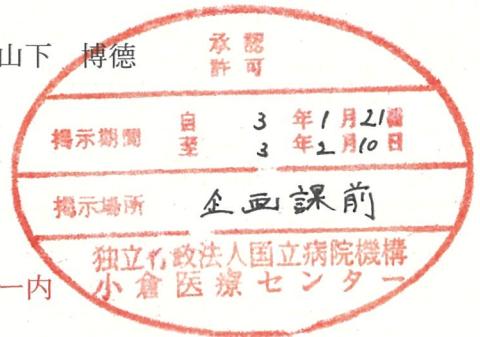
入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年1月21日

経理責任者 独立行政法人国立病院機構小倉医療センター 院長 山下 博徳

承認
許可



1 調達内容

- | | |
|-------------|--|
| 1) 調達件名及び数量 | 警備業務 1式 |
| 2) 調達件名の特質等 | 入札説明書及び仕様書による。 |
| 3) 契約期間 | 令和3年4月1日から令和6年3月31日 |
| 4) 履行場所 | 独立行政法人国立病院機構小倉医療センター内 |
| 5) 入札方法 | 入札金額については、3)に定める契約期間に行う1)調達件名の履行に要する一切の費用を含めた額とすること。 |

2 競争参加資格

- 1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則(以下、契約細則という。) 第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 2) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。
- 3) 厚生労働省競争参加資格(全省統一資格)「**役務の提供等**」のA、B、C又はDの等級に格付けられ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- 4) 契約細則第4条の規程に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- 1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒802-8533 福岡県北九州市小倉南区春ヶ丘10-1
独立行政法人国立病院機構 小倉医療センター 企画課 契約係 幸
電話093-921-8881 内線8404
- 2) 入札説明書の交付方法 1)の交付場所にて交付する。
- 3) 入札書の受領期限 令和3年2月10日 17時00分
- 4) 開札の日時及び場所 令和3年2月17日 11時00分 1階会議室

4 その他

- 1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- 2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- 3) 入札者に要求される事項 この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- 5) 契約書作成の要否 要
- 6) 契約交渉権者及び契約価格の決定
契約細則第21条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ有効な入札を行った入札者を交渉権者とし、その者が複数の場合は、入札金額の低い物から交渉順位を付するものとする。ただし、第一交渉権者となるべき者の入札価格によっては、その者により該当契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を第一交渉権者とすることがある。
- 7) 詳細は入札説明書による。

入札説明書

1. 入札公告 令和3年1月21日

2. 発注者 経理責任者 独立行政法人国立病院機構 小倉医療センター 院長 山下 博徳

3. 競争入札に付する調達物品

(1) 調達件名及び数量 警備業務 一式

(2) 調達物品の仕様・構成等 別紙仕様書のとおり

(3) 契約期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日

(4) 履行場所 独立行政法人国立病院機構小倉医療センター内

4. 入札方法

- (1) 契約交渉権者の決定は最低価格落札方式をもって行う。当院の予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を第一交渉権者とする。
- (2) 入札金額については、3.(3)に定める契約期間に行う調達件名の履行に要する一切の費用を含めた額を記入すること。

5. 競争参加資格

(1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条で示す特別の理由がある場合に該当する。

※参考 契約細則第5条

経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることが出来ない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者でないこと。
- (3) 開札日までの期間に独立行政法人国立病院機構の理事長又は経理責任者から契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。

※参考 契約細則第6条

経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後一定期間一般競争に参加させないことが出来る。これを代理人、支配人その他の使用人として使用者についても同様とする。

- 一 契約履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための談合をした者。
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者。
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。
- 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人又はその他の使用人として使用した者。

- (5) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において『A、B、C又はD』の等級区分に格付され、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (6) 契約細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。

※参考 契約細則第4条

国立病院機構が行う一般競争に参加出来る者は、厚生労働省が定める物品の製造・販売等の競争契約の参加資格又は建設工事及び測量・建設コンサルタント等の競争参加資格を得た者とする。

- 2 前項の一般競争参加資格に基づき、一般競争を実施する場合において当該競争に必要とされる等級を有する者が僅少であるときは、当該等級の1級上位又は1級下位の等級に格付けされた者を当該競争に参加させることが出来る。
- 3 前項の規定にかかわらず契約審査会において特に参加資格を認めた者については、当該競争に参加させることが出来る。
- 4 経理責任者は一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うために特に必要があると認めるときは、前項の資格を有する者につき、更に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わさせることが出来る。

- (7) 施設警備業務2級以上を有し、公的医療機関における常駐警備業務の経験が1年以上の者を1名以上常時配置できること。また、本業務が円滑かつ適正に遂行できる人員、人材を常時配置できること。
- (8) 警備業務仕様書及び業務内容を整備しているものであること。

6. 入札に関する事項

- (1) 入札書等の提出場所及び問い合わせ先

〒802-8533 北九州市小倉南区春ヶ丘10番1号

独立行政法人 国立病院機構 小倉医療センター 事務部 企画課 契約係 幸

- (2) 契約条項、入札書及び仕様書を交付する場所及び期間

①場所：独立行政法人 国立病院機構 小倉医療センター 事務部 企画課 契約係

②期間：令和3年1月21日～令和3年2月10日 平日9時～17時

- (3) 入札書提出の場所及び期限

①場所：独立行政法人 国立病院機構 小倉医療センター 事務部 企画課 契約係

②期限：令和3年2月10日 17時00分まで

- (4) 入札書の提出方法

①入札書は別紙の「様式1」により作成し、封筒に入れて封印し、且つその封皮に氏名（法人の場合はその名称及び商号）及び『令和3年2月17日開札／警備業務 一式の入札書在中』と朱書きしなければならない。

②郵送（書留郵便に限る）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に『令和3年2月17日開札／警備業務 一式の入札書在中』と朱書きし、中封筒の封皮には①と同様に記載のうえ令和3年2月10日の午前中必着で送付しなければならない。なお、直接持参又は郵送による提出以外の方法は無効とする。

③入札金額については、1日当たりの単価とすることとし、調達件名の履行に要する一切の費用を含めた額とすること。なお、契約交渉権者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約交渉権者の決定とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の10分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) 入札書の提出後の引換等の禁止

①入札者は、その提出した入札書を引換、変更、取消等をすることはできない。

②入札者は、仕様書及び契約書案等を熟知のうえ入札しなければならない。なお、入札後におい

て仕様書又は契約書案等の不知又は不明を理由として異議を申し立てすることはできない。

(6) 入札書の無効

下記の事項に該当する入札書は全て無効とする。また、無効の入札を行った者を契約交渉権者としていた場合は契約交渉権者決定を取り消すことが出来る。

- ①競争参加資格がない者が提出したもの。
- ②所定の様式によらず、又捺印がないもの。
- ③入札金額が不明確なもの、又は入札金額を訂正したもの。
- ④競争参加者（代理人等を含む）の氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者氏名）が判然としないもの。
- ⑤提出期限内に応札参加資格を確認できる書類を提出しないもの。
- ⑥誤字・脱漏・汚染・塗抹等による文字の不明確なもの。
- ⑦委任状を提出していない代理人のした入札。
- ⑧他の入札者の代理人を兼ねた者の入札及び2人以上の入札者代理人をした者の入札。
- ⑨談合が認められた場合の入札は無効とし、契約交渉権者決定の場合は取り消すことがある。
- ⑩経理責任者が競争参加資格のある旨の確認を行った者であっても、入札時点において独立行政法人国立病院機構の理事長又は経理責任者から契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者、その他入札時点において資格のない者の提出した入札書は無効とする。

(7) 入札の延期等

入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって公正な競争入札を執行することが出来ない状態にあると判断されるときは、本件入札を延期し、又はこれを取り止めが出来る。

(8) 代理人による入札

- ①代理人が入札する場合は、入札書に入札者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記して押印（外国人の場合は署名）をしておくと共に別添の「様式2」を提出しなければならない。
- ②入札者又はその代理人は、本件調達にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることは出来ない。

(9) その他

競争参加資格申請手続き中の者が、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は契約交渉権者決定の対象とはしない。

7. 入札に際して提出する書類

この競争入札に参加を希望する者は、次の書類等を準備のうえ下記期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までにおいて経理責任者から当該書類に関する説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期限：令和3年2月10日（水）17時00分まで
- (2) 提出場所：前記6（3）まで
- (3) 提出書類：
 - ①委任状（別紙の「様式2」）
 - ②厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の写
 - ③応札物件の参考見積書

8. 開札に関する事項

- (1) 日時：令和3年2月17日（水）11時00分
- (2) 場所：〒802-8533 北九州市小倉南区春ヶ丘10番1号
独立行政法人 国立病院機構 小倉医療センター 1階会議室
- (3) 開札の注意事項
 - ①開札は、入札者又はその代理人（以下複代理人を含む）を立ち会わせて行う。

- 但し、入札者又はその代理人が開札当日に立ち会うことができない場合は、あらかじめ開札日の前日までに前記6（1）入札担当者まで、その旨を連絡しなければならない。
- なお、この場合には入札事務に関係のない当院職員を立ち会わせて行うものとする。
- ②開札に立会する入札者又はその代理人は1名とし、開札時刻後において開札場に入場することは出来ない。
- ③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは入札関係職員の求めに応じ身分を証明するものを提示又は提出しなければならない。
- ④入札者又はその代理人は、入札担当職員が特に止むを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を途中退場することは出来ない。
- ⑤開札場において、入札者又はその代理人が次のいずれかの行為があると認められる場合は開札場から退去させることができる。
- 1) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者。
 - 2) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための談合をした者。
- ⑥開札した場合において、入札者又はその代理人が入札した入札書のうち、予定価格の制限内に達した価格の入札がない場合は直ちに再度の入札を行う。入札回数は入札価格が予定価格を下回るまで実施する。但し、複数回入札を繰り返してもなお乖離が見られる場合は打ち切る場合がある。

9. 契約交渉権者の決定に関する事項

- (1) 契約交渉権者の決定は最低価格落札方式をもって行う。当院の予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を第一交渉権者とする。
- (2) 同価格の入札が複数あった場合はくじ引きにより交渉順位を決定する。入札者又はその代理人が直接くじを引くことが出来ないときは、入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き契約交渉権者を決定するものとする。
- (3) 第一交渉権者が次の各号に該当する場合は、直ちにその地位を喪失することとなり、その者との交渉は打ち切りとなる。
 - ①他の交渉権者の交渉を妨害した場合。
 - ②交渉の妨害、契約手続の遅延を目的として交渉権を得た場合。
 - ③他の交渉権者と連合した場合。
 - ④交渉を拒否した場合。
 - ⑤整然・平穏たる交渉を破った場合。
- (6) 通知した交渉日の翌営業日を超える順延又は変更した交渉日の再順延を申し出た場合。
- (7) 交渉中に辞退を申し出た場合。
- (8) 当初入札額を下回る価格を掲示しない場合で、その理由を説明できない場合。
- (9) 経理責任者において交渉が膠着状態に陥ったと判断した場合。
- (10) 交渉開始日から起算して10日以内までに契約価格が決定しなかった場合。

10. 契約金額の決定に関する事項

第一交渉権者が決定したときは直ちにその者と価格交渉し、契約価格が決定した場合は、その者を契約の相手方とする。また、当該契約者の名称及び所在地について、当院ホームページ「競争入札に係る情報の公示」に掲示する。

11. 契約決定後の注意点

- ・本装置の導入過程等において、本仕様書の要件に対する対応方法、内容等に虚偽が見つかった場合、または期日までに提供できない等の虚偽が発覚した場合は、その時点で契約者にヒアリングを実施し、その回答と対応によっては契約を取り消すことがある。その際には、装置など搬入済み機器の返却及び現場の復旧を行い、その為に要した費用は契約者が負担すること。
- ・契約者が導入作業を完了した時点において、本仕様書に記載されている項目の要件が満たされていない、または提供されていないものと当院が判断した場合、該当する納品の検収を行わないものとし、その時点で契約者にヒアリングを実施し、その回答と対応によっては契約を取り消すことがある。その際には、装置など搬入済み機器の返却及び現場の復旧を行い、その為に要した費用は契約者が負担すること。

1 2. 独立行政法人の契約に係る情報の公表

- ・独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）」において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約する場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引の状況等について情報を公開するなどの取り組みを進めている。
 - ・これに基づき、以下のとおり当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するので、所要の情報提供及び情報の公表について同意のうえ応札又は契約締結を行うこと。
 - ・なお、応札又は契約締結をもって同意されたものと見なす。
- また、応札又は契約締結を行ったにも拘わらず情報提供等の協力をいただけない相手方については、その旨その名称等を公表させていただくことがあります。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者が再就職していること。又は課長相当職以上の職を経験した当機構〇Bの者が役員、顧問等として再就職していること。
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。
- ③2カ年連続して一者応札・応募となった案件

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約毎に契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上の経験者(当機構〇B)の人数、職名及び当機構在職時における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - ア) 3分の1以上2分の1未満
 - イ) 2分の1以上3分の2未満
 - ウ) 3分の2以上
- ④一者応札であった場合は、その旨

(3) 当方に提供いただく情報

- ①契約締結日時点では在職している当機構〇Bに係る情報(人数、現在の職名、当機構在職時の最終職名)

- ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入、当機構との間の取引高

(4) 公表の時期

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内

1 3. 苦情申立て

本契約に関する苦情については、その原因となる行為の発生から2週間以内にお願いします。この受付期間経過後については苦情は受け付けられませんのでよろしくお願ひいたします。また、受付期間内であっても、直後に利害のない方による苦情はお受けできませんので併せてご承知おき下さい。

1 4. その他の事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金は免除する。
- (3) 契約書の作成
別添の「業務請負契約書」により作成し締結する。
- (4) 納品及び支払
 - ・納品に当たっては、調達業務を当院検査職員が実施する納品検収に合格した日をもって納品日とする。
 - ・支払については、納品日の属する月の翌々月の末日とする。但し、支払日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、その日に最も近い休日でない前日を支払日とする。
- (5) 入札参加者は、本入札説明書、入札仕様書及び契約書(案)を熟読のうえ競争契約の本旨を心得て臨むこと。

- (6) 入札書又は関係資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等措置要領に基づく指名停止手続を行うことがある。
- (7) その他詳細不明の点についての照会先は、「6（1）問い合わせ先」に同じ